

税務

PE、法人税等の課税なしでも居住地国に

パナマ文書の影響？ 国別報告に係る省令が改正

要約

- 移転価格文書化制度の国別報告事項に係る省令が早くも改正。
- 「(PEを通じて)行われる事業から生ずる所得に対し、当該国又は地域において課される法人税又は法人税に相当する税がある場合」にはPEの所在する国等も「居住地国」に含める旨の規定を、「(PEを通じて)事業が行われる場合」に変更。

移転価格文書化制度の導入により特定多国籍企業グループに求められる国別報告事項の詳細は租税特別措置法施行規則（以下「省令」）に委任されているが、平成28年度税制改正で新たに措置された省令が早くも改正された（平成28年財務省令第50号）。

改正されたのは、国別報告事項の1つとして省令に定められた特定多国籍企業グループの構成会社等の「居住地国ごと」の収入金額に係る部分（措規22条の10の4①一）。この点、従来は、「(PEを通じて)行われる事業から生ずる所得に対し、当該

国又は地域において課される法人税又は法人税に相当する税がある場合」にはPEの所在する国等も「居住地国」に含める旨規定されていた。改正省令は、旧省令のうち「事業から生ずる所得に対し、当該国又は地域において課される法人税又は法人税に相当する税がある場合」との限定を削除し、これをシンプルに「(PEを通じて)事業が行われる場合」に改めている。

国別報告では、PEを通じて行う事業から生ずる所得に対しPE所在地国で課税がされる場合には、PE分の所得を切り出して記載することになっている。しかし、旧省令では「当該国又は地域において課される法人税又は法人税に相当する税がある」との限定があったため、ケイマンやイギリス領ヴァージン諸島のような無税国にPEが所在する場合には、これを切り出す必要がないようにも見えた。今回の省令改正は、この問題を解消するためのものと言えそうだ。広い意味で、パナマ文書問題が今回の改正に影響している可能性もあろう。

<措規22条の10の4①一>新旧対照表 ※簡略化

旧	新
一 特定多国籍企業グループの構成会社等の居住地国（居住地国以外の国又は地域に所在する当該構成会社等に係る恒久的施設又はこれに相当するものを通じて行われる事業から生ずる所得に対し、当該国又は地域において課される法人税又は法人税に相当する税がある場合には、当該国又は地域を含む。）ごとの収入金額、税引前当期利益の額、納付税額、発生税額、資本金の額又は出資金の額、利益剰余金の額、従業員の数及び有形資産の額	一 ……これに相当するものを通じて事業が行われる場合には、……以下同